

WEBおよびスマートフォン専用アプリケーションサービス利用規約

第1条（本規約の目的）

本規約は、お客様がJCOMフィナンシャル株式会社（以下「当社」といいます）との間で、当社が提供する各種サービスを利用するために必要な会員資格（以下、会員登録を行い会員資格を取得したお客様を「会員」といいます）に関する、お客様と当社との一切の関係について適用されます。

第2条（会員登録）

1 お客様が、本規約および当社が別途定める個人情報の取扱いに関する同意事項等に同意の上、当社所定の方法による会員登録手続きを完了すると、お客様と当社の間で本規約の各規定を内容とする契約（以下「本契約」といいます）が成立し、お客様は会員資格を取得して当社が提供するWebサイト（当社が管理、運営するWebサイトおよびアプリを含むものとし、以下同様とします）上にアカウント（以下「アカウント」といいます）が作成されます。

2 会員は、アカウントを通じて、当社が提供する各種サービス（以下「会員サービス」といいます）を利用することができます。ただし、各サービスの利用規約への同意など、別途手続きが必要な場合があります。

第3条（ID等の管理）

1 会員がアカウントを利用するためにはIDおよびパスワード（以下「ID等」と総称します）を用いてログインする必要があります。

2 会員は、自己の責任においてID等を第三者に知られることがないように管理しなければならず、第三者に貸与、譲渡その他方法を問わず自己のID等を第三者に使用させてはならないものとします。

3 当社は、入力または利用されたID等が会員が登録したものと一致することを当社所定の方法によって確認した場合、会員による利用があったものとして会員サービスを提供し、会員のアカウントを第三者が利用している場合であっても、それにより会員に生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合に当社が会員に負う責任は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限とします。

第4条（登録情報の変更）

会員は、会員として登録した情報（以下「登録情報」といいます）に変更が生じた場合は、速やかに登録情報の変更をしなければならないものとし、登録情報の変更がなされな

かったことにより会員に生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合に当社が会員に負う責任は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限とします。

第5条（禁止事項）

1 会員は、会員サービスの利用に関して、次の各号に定める行為またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令、行政処分、または裁判所の判決、決定もしくは命令に違反する行為
- (2) 公の秩序または善良の風俗を害する行為
- (3) 第10条の表明または確約に違反する行為
- (4) 当社または第三者の権利、利益、名誉等を侵害する行為
- (5) 当社の書面による事前の承諾なしに当社が保有する知的財産権を利用する行為
- (6) 第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を送信する行為
- (7) 第三者の個人情報その他のプライバシーに関する情報を不正に収集、開示、または提供する行為
- (8) 第三者と共同して会員サービスを利用する行為
- (9) 不正アクセス行為、第三者のアカウントを利用する行為、複数のアカウントを作成しまたは保有する行為、その他これらに類する行為
- (10) 会員サービスの誤作動を誘引する行為
- (11) 会員サービスが通常意図しないバグを利用する動作を生じさせ、または、通常意図しない効果を及ぼす外部ツールの利用、作成、または頒布を行う行為
- (12) 会員サービスまたは当社のサーバーに過度の負担をかける行為
- (13) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを当社または第三者に送信し、または流布する行為
- (14) 本規約に違反し、または会員サービスの趣旨目的に反する行為
- (15) 風説を流布し、または偽計、威力等を用いて当社および当社の関係会社（当社の親会社および親会社の子会社を指します）の信用を毀損する行為
- (16) 当社および当社の関係会社の事業を妨害する行為
- (17) その他、当社が不適切と判断する行為

2 会員は、アカウントおよび本契約上の地位、一切の権利および義務を第三者に譲渡、貸与、担保の差入またはその他の処分をしてはならないものとします。

第6条（利用停止等）

1 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、事前に通知することなく当該会員による会員サービスの利用停止、アカウントの停止、ID等の変更、または当該会員の会員資格の取り消し等の措置を講じることができるものとします。これによ

り会員に何らかの不利益または損害が生じたとしても、当社の責めに帰すべき事由がある場合に当社が会員に負う責任は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限とします。

- (1) 会員に法令または本規約に違反する行為があった場合
- (2) 会員に会員サービス利用に関して不正行為があった場合
- (3) 一定回数以上のID等の誤入力があるなど会員のセキュリティを確保するために必要な場合
- (4) その他、当社が不適切と判断した場合

2 前項に定める場合のほか、会員が当社の定める一定の期間内に一定回数のログインを行わなかった場合は、当社は、事前に通知することなく前項所定の措置を講じることができるものとします。当該措置を講じたことにより会員に何らかの不利益または損害が生じたとしても、当社の責めに帰すべき事由がある場合に当社が会員に負う責任は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限とします。

第7条（退会）

1 会員は、当社所定の退会手続きを行うことにより、いつでも本契約を解約し、アカウントを閉鎖することができます。ただし、会員が、会員サービスを利用中である場合、会員サービスの利用に基づき当社に対して債務を負っている場合、その他当社が合理的な理由に基づき判断した場合は本契約を解約することができないものとします。

2 前項の退会手続きにより、または、事由のいかんを問わず本契約が終了した場合、会員は、アカウントおよび会員サービスについて、即時に利用することができなくなります。ただし、本契約終了以前において会員が当社に対して債務を負っていた場合、当該債務は消滅せず、会員は、当社が各会員サービスに関して別途定める場合を除き、当社に対して本契約終了後ただちに全ての当該債務について弁済しなければならないものとします。

第8条（会員サービスの変更等）

1 当社は、会員サービスの内容の全部もしくは一部を変更もしくは追加し、または会員サービスの提供を終了することができるものとします。

2 当社は、次の各号に定める場合、会員に事前に通知することなく、会員サービスの全部または一部を一時的に中断することができるものとします。

- (1) システム等の点検または保守作業を定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) アクセス過多等によって、システムに負荷が集中した場合
- (3) 会員、当社、または第三者のセキュリティを確保する必要が生じた場合
- (4) 通信回線等が事故、故障等により停止した場合

- (5) 天災地変、火災、停電、その他の不慮の事故または戦争、紛争、政変、動乱、暴動、労働争議等の不可抗力により会員サービスの提供が困難な場合
- (6) 裁判所の命令または法令に基づく処分が行われ会員サービスの提供が困難な場合
- (7) その他当社が各会員サービスに関する状況に照らして合理的に中断が必要と判断した場合

3 当社が本条に基づいて行った措置に起因して会員に損害が生じたとしても、当社の責めに帰すべき事由がある場合に当社が会員に負う責任は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限とします。

第9条（免責）

1 会員は、当社が会員サービスについて、エラー、バグ、不具合またはセキュリティ上の欠陥が存在しないこと、第三者の権利を侵害しないこと、会員が期待する性質を有することおよび会員に適用ある法令に適合的であることについて、当社がいかなる保証も行わないこと、ならびに、会員サービスが会員サービス提供時における現状有姿において提供されることを理解し、これを承諾するものとし、自己の責任において会員サービスを利用するものとします。

2 当社は、会員による会員サービスの利用に関して、当社の責めに帰すべき事由により会員に対する責任を負う場合には、当社に故意または重過失がある場合を除き、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限として、会員に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り、これを賠償するものとし、特別な事情から生じた損害（当社が損害の発生を予見し、または、予見することができた場合を含みます）については、責任を負わないものとします。

第10条（反社会的勢力の排除）

1 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称します）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第11条（本契約の解除）

1 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、会員に対し何ら催告または通知等を行うことなく、本契約を解除することができるものとし、会員は、当然に当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならないものとします。

(1) 会員が暴力団員等もしくは前条第1項各号のいずれかに該当し、または前条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合。

(2) 会員が前条第1項または第2項の表明または確約に関して虚偽の申告をした場合または虚偽の申告をしたと当社が判断した場合。

2 前項の規定に基づいて当社が本契約を解除したことによって会員が被った損害等に関し、当社の責めに帰すべき事由がある場合に当社が会員に負う責任は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限とします。また、当社に損害が生じたときは、会員はその損害について賠償する責任を負うものとします。

第12条（届出義務）

1 会員は、会員の氏名、名称、住所、本店の所在地、電話番号、メールアドレス等の連絡先、および代表者の氏名、連絡先、その他の当社に届け出た事項（以下「届出事項」といいます）について、変更があった場合には、その都度、速やかに当社に届け出るものとします。

2 会員が届け出ている連絡先に当社が通知または連絡等を行った場合には、通常到達すべき時に会員に到達したものとみなします。

3 会員は、その営業に関して監督官庁から処分、勧告、指導その他指摘等を受けた場合には、直ちに当社に連絡するものとします。

4 会員は、ID等が漏えいしたおそれがある場合は、直ちにID等の変更等の手続をとるとともに、当社に対し連絡をしなければならないものとします。

5 会員が本条に定める届出義務を怠ったことにより会員に生じた損害等について、当社の責めに帰すべき事由がある場合に当社が会員に負う責任は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、会員から実際に支払いがあった会員サービスの対価の総額を上限とします。

第13条（準拠法）

本契約の準拠法は日本法とします。

第14条（合意管轄）

当社および会員は、本契約に関する一切の紛争について、訴額のいかんにかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第15条（本規約の変更）

1 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期をWebサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。

- (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をWebサイトにおいて告知する方法または会員に通知する方法その他当社所定の方法により会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

附則

（実施期日）

本規約は、2025年11月4日から実施します。